

／ 補助事業が拡充されました ／

令和8年度
十和田市
インバウンド対応強化
事業補助金

外国人観光客の来訪時の満足度向上や誘客促進を図るため
宿泊事業者等が実施する以下の事業に対し
費用の一部を補助します

対象事業
1

受入環境整備事業

1 / 2 補助 (最大100万円)



無料Wi-Fi環境の整備

- ・Wi-Fi機器の購入
- ・Wi-Fi機器の設置 等



多言語対応

- ・案内表示・サイトの多言語化
- ・多言語翻訳機器の購入 等



電子決済対応

- ・電子決済端末の購入
- ・電子決済システムの導入 等



トイレの洋式化

- ・和式トイレの洋式化

補助対象経費

消耗品費・印刷製本費・手数料・筆耕翻訳料
委託料・賃借料・工事請負費・備品購入費 等

対象事業
2

誘客促進事業

1 / 2 補助 (最大10万円)



旅行博等への出展・参加

- ・国内の商談会への参加
- ・国外の旅行博への出展
- ・旅行代理店等への訪問 等



プロモーション素材制作

- ・多言語対応パンフレットの制作・配布
- ・多言語対応のプロモーション動画制作
- ・配信国・エリアを指定したWeb広告の実施 等



観光コンテンツの造成

- ・ツアー造成
- ・ベジタリアンメニュー開発 等

補助対象経費

報償費・旅費・消耗品費・印刷製本費・手数料
筆耕翻訳料・委託料・使用料及び賃借料 等

当補助金は、**先着順で予算の範囲内での交付とし、事業終了後の精算払い**とします。

！事業を行う前に観光課へご相談ください！

補助対象要件等は裏面をご覧ください。

補助対象要件

- 市内に事業所を有する法人または個人事業主
- 次のいずれかに該当する事業者
(宿泊事業者 製造事業者 飲食事業者 観光事業者)
(交通事業者 小売事業者 商店街組織等)
- 市税を滞納していないこと

※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等を行う事業者は除きます。

各種補助金等との併用等に関する注意事項

- 当補助金以外に国庫補助金その他の収入がある場合、補助対象経費の合計額からその収入額を控除した額を算出してから補助金の額を計算します。
- 同一事業に係る申請は、**事業が完了した年度の翌年度から起算して3年を経過した**場合に申請いただけます。

補助金交付までの流れ *詳しくは市ホームページに掲載の補助金交付要綱をご確認ください。

1 観光課へ補助金申請を相談

- 補助金交付要綱を確認し、事業内容や事業規模(金額)/着手予定日等の事項をお知らせください。
- 当補助金予算残/市債権者登録の有無を確認し必要な手続きをご案内します。

4 変更・中止は速やかに届出

- 補助事業の内容を変更・中止しようとするときは、市の承認が必要です。
- 事業計画変更(中止)承認申請書を提出し、必ず市の審査・承認可否決定を受けてください。

2 補助金申請書提出

- 補助金交付要綱を確認し交付申請書ほか必要書類を揃えて、申請書を提出してください。申請後に内容の審査を行います。

5 実施報告書提出

- 補助事業・経費の支払が完了したときは、必要書類を揃えて速やかに実績報告書を提出してください。
- 提出期限にご注意ください。

3 交付決定後、事業着手

- 交付決定された事業者には、交付決定通知が届きます。通知が届いたら、申請内容に沿って事業を実施してください。

6 補助金確定・交付請求

- 実績報告の内容を審査し適正と認められると補助金額確定通知書が届きます。
- 確定通知書受領後、市に交付請求書を提出すると、補助金が交付されます。

問合せ・申請

十和田市 観光課 観光企画係

〒034-8615

青森県十和田市西十二番町6-1

MAIL: kanko@city.towada.lg.jp

TEL: 0176-51-6771(直通) FAX: 0176-22-9799

